

各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算の要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化を図る。

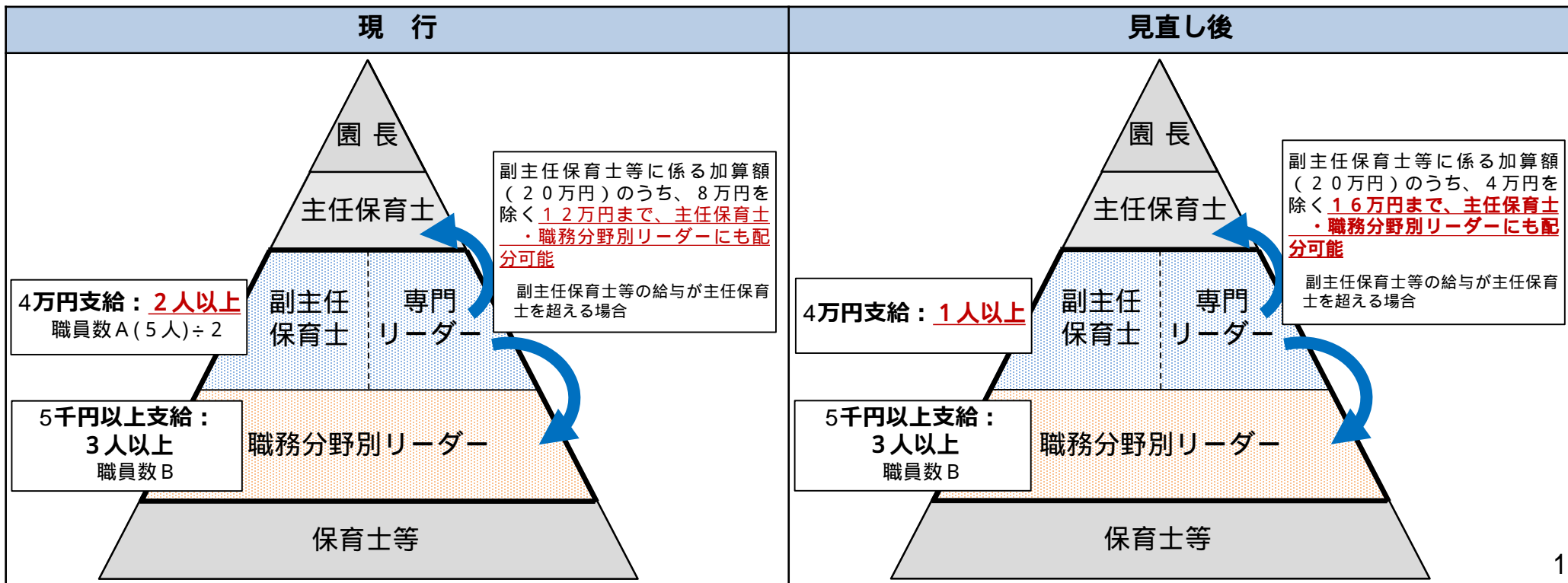
事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算 ・ 共通で、賃金改善の算定起点となる基準年度を「加算当年度の前年度」とする。

処遇改善等加算 の加算額の配分方法の要件緩和

処遇改善等加算 のうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。

「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人）の保育所の場合のイメージ> 園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数（職員数A）：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数（職員数B）：3人（一般職員数の1/5）



基準年度の見直し

処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度**が固定時点となっており、処遇改善等加算とによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算**

・ **共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。

その際、毎年度の賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。

国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和2年度は、現行の基準年度も可。）

前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合の取扱いは現行と同じ。）

新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

	現行	見直し後
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度）	加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の前年度
考え方	賃金改善額（対基準年度） 加算額（全体）	賃金改善額（対加算前年度） 加算額（加算当年度追加分） 加算額の追加分がない場合は、現年度の賃金総額が、前年度の賃金水準 + 人件費改定相当分であることが必要
イメージ図		<p>前年度以前の加算額相当の賃金改善については、「前年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に包含。（前年度の加算額に残額が生じている場合は当該残額を加える。）</p>

一方で、「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）において、一部の保育従事者等に偏った賃金改善がなされているなど加算の目的に照らして不適切と考えられる事案があったとの指摘を受けている。

- このため、基準年度の見直しと併せ、処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう、昨年11月に示した**職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として通知上で位置付け**、令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算に係る実績報告書から適用する。

加えて、現行、都道府県、指定都市及び中核市が行うことになっている**処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合に、当該市町村に委譲することを可能**とする。

なお、施設・事業所に所在地外の市町村からの広域利用者がいる場合であっても、他の加算と同様に施設・事業所の所在地市町村において加算認定に係る事務を行うこととし、広域利用者の居住地市町村に対しては、適宜、認定の見通し、結果等を知らせることとする。

「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院）

1. 主な検査結果

子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

処遇改善等加算（賃金改善要件分）関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	平成28年度：10.5%、平成29年度：12.9%
うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合	平成28年度：23.6%、平成29年度：36.1% (両年度計357施設、6億147万円)

賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった
(平成29年度：62施設中44施設)

基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた
(平成29年度：62施設中15施設)

処遇改善等加算 関係

平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	36.0%
うち、翌年度も賃金改善に充てられなかったなどした施設の割合	17.5% (計303施設、5901万円)

2. 所見

内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算 に残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。

上記を踏まえ、処遇改善等加算 ・ の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。また、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付ける。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算 ・ に係る実績報告書から適用予定。